

# 市民農園利用者のきまり

お互いに気持ちよく楽しく利用できるよう、次のことを守り、使用しましょう。

- 1 市民農園は農園として使用する。
- 2 市民農園で栽培する作物は、単年性のものとする。
- 3 栽培する作物は自家消費用とする。
- 4 使用できる区画内で余裕をもって栽培する。
- 5 土地の形状を変えたり、建物や工作物を設置しない。
- 6 常に除草を心がける。
- 7 石、ガラス、空き缶、プラスチック類、ビニール類等を放置しない。
- 8 車は駐車場に停めて、栽培の区画には乗り入れない。
- 9 薬剤を使用する場合は、他の区画や市民農園外の農地にかからないよう細心の注意を払う。
- 10 農園の利用には、他の利用者などと協調し、他に迷惑をかけないようにする。
- 11 土地所有者または市の都合により利用期間の途中で農園が閉鎖された場合でも異議のないこと。
- 12 使用をやめる際は、区画内の全ての資材・作物を整理し、必ず土を起こして次の人が使える状態にして返還する。
- 13 利用のきまりを守り、土地所有者、周辺地域に迷惑をかけない。  
(利用のきまりを守らない場合は、その時点で利用を取り消すことがあります。)
- 14 作物を収穫した後の残渣（ざんさ）はきちんと片付けて、農園に放置しない。